



残業代請求と労働者性

弁護士
宮澤俊夫
90

90



者」の解釈に従い、以下のとおり主張しました。

三月一二日判決要旨

認めることはできない。

裁判所は、当方の主張を採用して原告の請求を棄却し、事業者側が全面勝訴しました。あることを裏付けるものである。

(西道義和) ていていふ
配達個数に応じた完全出来
高制であり、習熟度によつて
業務に必要な時間に差異
が生じることからすれば、
結果に対する報酬という性
格が強く、使用従属性を補

つて、このことは、Xらが

た。

この労働者とは、使用者の指揮監督下において労務を提供し、使用者から労務に対する対償としての報酬を支払われる者をいうと解するものが判例通説の見解です。

私が担当した残業代請求訴訟で、この労働者性が争点となつた事件をご紹介します。

私は、Xら（原告）は労基法上の労働者ではなく、A配達（被告）と業務委託契約を締結した個人事業主であるから、Xらに労基法上の適用はなく、したがつて、残業代請求権はないとした。主張しました。

また、Xらの報酬は、完全出来高制であり、その報酬の性格は、使用者の指揮監督のもとに一定時間労務を提供したことに対する対価ではない。Xらには、車両持ち込みの者と車両の貸与を受ける者とがあり、車両を持ち込んで配達する者は、小包一個当たりの単価を高く契約しているのであ

配達ルートについては担当者が自分で決定することになつており、配達完了の報告を被告に対して行うことはなかつたことからすれば、原告らは、配達業務について被告から指揮監督を受けていなかつた。原告らは、各時間帯の配達等が終了すれば、次の配達業務まで自由に過ごすことができ、休憩時間や終了時間について被告に管理されていなかつ

したがつて、原告らは、被告との契約において、労基法上の労働者に当たると認められない。以上によれば、その余の点（残業時間の有無、未払い賃金額、賦課金請求）について検討するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない（宮澤俊夫法律事務所所長 愛知県雇用労働相談センターリンク代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）

1、労働者の意義

2、事案の概要

私の依頼者は「A配達」の商号で集荷配達を営む運送事業主です。A配達の配

(1)原告らと被告との間の契約では、一定の担当区域の小包の配達を包括的に業務の内容としていたのであるから、個別具体的な小包の配達について諾否の自由がないことは業務の性質上当然のことであるから、これによつて指揮命令関係を

以上によれば、原告らは①配達業務について各自の裁量で行つており、休憩時間や終了時間について、被告に管理、拘束されておらず、②その報酬については完全出来高制であり、労務対償性を認めることができない。

この労働者は、使用者の指揮監督下において労務を提供し、使用者から労務に対する対償としての報酬を支払われる者をいうと解するものが判例通説の見解です。私は担当した残業代請求訴訟で、この労働者性が争点となつた事件をご紹介します。

であるから、Xらに労基法上の適用はなく、したがつて、残業代請求権はないとした。

両持ち込みの者と車両の貸与を受ける者とがあり、車両を持ち込んで配達する者は、小包一個当たりの単価を高く契約しているのであ

なつており、配達完了の報告を被告に対し行うこととなつたことからすれば原告らは、配達業務について被告から指揮監督を受けていなかつた。原告らは、各時間帯の配達等が終了すれば、次の配達業務まで自由に過ごすことができ、休息時間や終了時間について被告に管理されていなかつ

れば、その余の点（残業時間の有無、未払い賃金額、賦課金請求）について検討するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない（宮澤俊夫法律事務所所長 愛知県雇用労働相談センタ代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）